

入札公告 森林整備（保育間伐【活用型】）事業請負：総合評価落札方式（標準型）

次のとおり一般競争入札（政府調達対象外）に付します。

1 競争入札に付する事業の概要

(1) 事業名及び事業内容、履行場所等

事業名、事業内容及び履行場所等は次のとおりとする。

なお、明示のないものについては、入札物件毎の物件明細書による。

- 1号物件 事業名：秋切谷国有林森林整備事業（保育間伐【活用型】、除伐）請負
事業内容：保育間伐 面積19.52ha
集造材2,130m³（C材（1,090m³）を含む）
除伐作業 面積144.40ha
履行場所：宮崎県日南市北郷町 秋切谷国有林114そ林小班外
履行期限：契約締結日の翌日から令和9年2月26日まで
等級区分：素材生産（物品の製造） A等級、B等級又はC等級
造林（役務の提供等） A等級、B等級又はC等級
のそれぞれの作業ごとに該当する等級を有していること。
- 2号物件 事業名：三ツ岩国有林森林整備事業（保育間伐【活用型】、地拵外）請負
事業内容：保育間伐 面積42.46ha
集造材4,300m³（C材（1,850m³）を含む）
地拵作業 面積 3.80ha
植付作業 面積 3.80ha
下刈作業 面積19.57ha
除伐作業 面積91.22ha
林道刈払作業 面積 0.88ha
履行場所：宮崎県日南市北郷町 三ツ岩国有林91り林小班外
履行期限：契約締結日の翌日から令和9年2月26日まで
等級区分：素材生産（物品の製造） A等級、B等級又はC等級
造林（役務の提供等） A等級、B等級又はC等級
のそれぞれの作業ごとに該当する等級を有していること。
- 3号物件 事業名：板谷国有林森林整備事業（保育間伐【活用型】、下刈外）請負
事業内容：保育間伐 面積53.35ha
集造材5,300m³（C材（2,750m³）を含む）
下刈作業 面積105.10ha
除伐作業 面積 29.15ha
履行場所：宮崎県日南市北郷町 板谷国有林71れ林小班外
履行期限：契約締結日の翌日から令和9年2月26日まで
等級区分：素材生産（物品の製造） A等級、B等級又はC等級
造林（役務の提供等） A等級、B等級又はC等級
のそれぞれの作業ごとに該当する等級を有していること。

(2) 本事業は、入札説明書に示す発注者の要求要件についての技術提案書に基づき、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準型）の事業である。

(3) 本事業は、入札等を電子調達システムにより行う対象事業である。なお、電子調達システム（<https://www.geps.go.jp/>）によりがたいものは、別添「電子入札案件の紙入札

方式での参加について」を提出し発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

- (4) 本事業には、令和7年3月1日以降の公共工事設計労務単価を適用する。
- (5) 本事業は、賃上げを実施する企業等に対して総合評価における加点を行う事業である。

2 競争参加資格

本事業の入札に参加できる者は、次の全てに該当する者とする。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号（以下「予決令」という。））第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 入札時において令和7・8・9年度全省庁統一資格の「物品の製造（その他）」及び「役務の提供等（その他）」を有し、国有林野事業で行う素材生産及び造林の等級区分を定めた競争参加資格に関する公示（令和4年2月15日）に基づき、当該公告物件の予定価格の金額に相当する等級に格付されている者であること。
物件毎に必要なとする格付等級は、上記1（1）の各物件ごとの格付等級とする。
- (3) 入札時において令和7・8・9年度全省庁統一資格の競争参加を希望する地域において「九州・沖縄」を選択している者であること。
なお、入札時において「九州・沖縄」を選択していない者が行った入札は、競争に参加する資格を有しない者が行った入札として「無効」とする。
- (4) 共同事業体を結成し入札に参加する場合は、次の全ての要件を満たす者であること。
 - ア 事業を共同連帯して請負うことを目的に結成された共同事業体であり、目的等必要な事項を明らかにした協定書を締結していること。
 - イ 共同事業体の構成員で保育間伐を実施するものは、全省庁統一資格の「物品の製造（その他）」を、造林事業を実施する者は「役務の提供等（その他）」を有していること。
 - ウ 共同事業体の構成員が当該発注案件に対して単体企業として入札を行わないこと。
 - エ 共同事業体の等級は、構成員のうち、代表者の等級が上記1（1）に定める等級を有していること。
- (5) 「会社更生法」（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は、「民事再生法」（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（「競争参加者の資格に関する公示（令和4年3月31日）」9（2）に規定する手続をした者を除く。）でないこと。
- (6) 平成22年4月1日から令和7年3月31日までの間に完了した当該事業と同種の事業（保育間伐を実施する者は素材生産事業を、下刈及び林道刈払を実施する者は造林事業（地拵、植付、下刈、つる切、除伐、除伐Ⅱ類、枝打、保育間伐（本数調整伐を含む。）、衛生伐等をいう。）以下「同種事業」という。）を実施した実績（国有林野事業の発注以外の事業を含み、下請に係る実績も含む。以下同じ。）を有すること。
また、共同事業体を結成し入札に参加する場合、共同事業体協定書において搬出区域以外のみを実施する者については、同種の事業として保育間伐を実施した実績を有する者も認める。
なお、当該事業と同種事業について、令和5年4月1日から令和7年3月31日の間に「国有林野事業の素材生産及び造林に係る請負事業成績評定要領の制定について」（平成20年3月31日付け19林国業第244号林野庁長官通知）による事業成績の評定を受けた

ことがある場合は、入札しようとする者の2年間の契約ごとの評定点の合計を契約件数で除した平均点が65点以上であること。

(7) 当該事業に配置を予定する技術者(現場代理人)は、入札参加者が本公告の前から直接雇用している者であるとともに、上記(6)に掲げる同種事業に3年以上従事し、選木技術を取得していると認められる者であること。(搬出区域以外の箇所専ら従事する技術者(現場代理人)については、選木技術を取得していない者でも従事可能。)

なお、「選木技術者」は、以下のいずれかに該当する者であること。

ア 「森林整備事業(保育間伐【活用型】)等の事業」又は「立木販売の間伐事業」の経験が通算3年以上ある者

イ 国有林間伐推進コンクールに応募した経歴のある者及び、県や市町村が実施する間伐コンクールに入賞した経歴のある者であって、かつ、森林管理署長等が技術があると認めた林業事業体に従事している者

(8) 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範)林業」に沿って、作業の安全対策に取り組んでいること(規範の内容に相当する既存の取組を含む)。

注: 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範)林業」及び「作業安全規範(個別規範)解説資料(林業 個別事業者向け)」は農林水産省ホームページに掲載。

URL:https://www.maff.go.jp/j/kanbo/sagyou_anzen.html

(9) 当該事業の作業方法については、製品生産請負条件調査書及び製品生産事業請負標準仕様書等のおり実施することが可能な者であること。

(10) 当該事業において、労働安全衛生法に基づき必要とされる資格等(林業架線作業主任者、はい作業主任者等)を有している者を配置することができ、その配置予定者の証明書類の提出ができること。

労働安全衛生法に基づき必要とされる困難を伴う伐木及びかかり木等の処理作業(伐木等業務8号)に係る特別教育修了者を配置することができ、その配置予定者の証明書類の提出ができること。

労働安全衛生法に基づき必要とされるチェーンソーによる伐木造材等の作業(伐木等業務8号の2)に係る特別教育修了者を配置することができ、その配置予定者の証明書類の提出ができること。

労働安全衛生法に基づき必要とされる車両系建設機械運転技能講習修了者を配置することができ、その配置予定者の証明書類の提出ができること。

(11) 以下に定める届出をしていない事業者)でないこと。

- ・健康保険法(大正11年法律70号)第48条の規定による届出
- ・厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出
- ・雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出

(12) 「競争参加資格確認申請書」(以下「申請書」という。)、 「競争参加資格確認資料」(以下「資料」という。)及び、「技術提案書」の提出期限の日から開札の時までの期間に、九州森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」(昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知)又は、「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領について」(平成26年12月4日付け26林政政第338号林野庁長官通知)に基づく指名停止を受けていないこと。

(13) 技術提案の内容が発注者が設定している標準案(本入札公告及び設計図書に示すとおり。)より優れている又は、同等であること。

(14) 入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者の全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、会社等又は会社等の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社等である場合は除く。

(ア) 親会社等と子会社等の関係にある場合

(イ) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(イ)については、会社等の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社等である場合は除く。

(ア) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を兼ねている場合

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合、その他個人事業主、中小企業等協同組合法又は、森林組合法等に基づき設立された法人等であって上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(15) 当該事業の作業路の作設については、「森林作業道作設マニュアル」で実施することが可能な者であること。

3 競争参加資格の確認等

(1) 競争参加資格の確認

本入札の参加希望者は、上記2に掲げる競争入札に参加する資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、「申請書、資料及び技術提案書」（以下「技術提案書等」という。）を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(2) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2(2)の認定を受けていない者も次に従い、技術提案書等を提出することができる。この場合において、上記2(1)及び(5)から(15)までに掲げることを満たしているときは、開札の時に上記2(2)及び(3)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加する際には、開札の時に上記2(2)及び(3)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、共同事業体を結成し入札に参加する場合も同様の扱いとする。

(3) 技術提案書等の提出期間、場所及び方法等

ア 提出期間：令和8年2月3日から令和8年2月17日までの土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）なお、郵送の場合は期限内必着とする。

イ 場 所：〒889-2535 宮崎県日南市飢肥5-3-45

宮崎南部森林管理署 業務グループ 資源活用担当

電話 0987-25-1115

メールアドレス：E-mail：ky_miyanan@maff.go.jp

ウ 提出方法：申請書等は、入札説明書に示す様式により、電子調達システムを用いてPDFファイル形式により提出すること。ただし、承諾を得て紙入札によ

る場合、電子メールによる場合は、上記イに示すメールアドレスに送信し、提出した旨を電話により通知すること。紙提出による場合は、上記イの場所に代表者又はそれに代わる者が持参するか若しくは郵送（郵便書留に限る）により提出するものとする。なお、郵送の場合は期限内必着とする。

(4) 資料の内容

- ア 全省庁統一資格
全省庁統一資格の資格確認通知書の写し
- イ 事業実績
同種事業に係る実績（自己山林を含む事業実績。）
令和5年4月1日から令和7年3月31日までの期間において、「国有林野事業の素材生産及び造林に係る請負事業成績評定要領の制定について」（平成20年3月31日付け19林野国業第244号林野庁長官通知）による事業成績の評定を受けたことがある場合はその写し
- ウ 配置予定の技術者及び従事予定者の資格等
配置予定の技術者及び従事予定者の資格、経歴、同種事業に係る経歴等（複数の候補者でも可）
- エ 共同事業体を結成し入札に参加する場合
共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及び、その他の構成員、目的等が分かる協定書の写し
なお、資料は入札説明書に基づき作成するものとする。
- オ 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範）林業」に沿った作業安全対策への取組状況

(5) 技術提案書の内容

- ア 企業の事業実績
- イ 技術者等の経験・資格
- ウ 企業の信頼性
- エ 企業の地域貢献
- オ 事業計画の妥当性・適切性
なお、技術提案書は入札説明書に基づき作成するものとする。

(6) 上記(3)に規定する期限までに技術提案書等を提出しない者又は、競争参加資格がないと認められた者は本入札に参加できない。

(7) 競争参加資格の有無及び技術提案の不採用通知

- ア 競争参加資格の有無については、令和8年2月18日までに競争参加希望者へ電子調達システムまたは書面により通知するが、通知期日を経過しても書面等が到達しない場合には、競争参加希望者は令和8年2月19日までに提出先（上記(3)イ）に確認をとること。
なお、競争参加資格がないと認めた者には、その理由を付して通知する。
- イ 提案された技術提案を適正と認めない場合には、当該提案者に対し、入札を執行する前日までにその認めなかった理由を付して通知する。

(8) 上記(7)の通知において、競争参加資格がないと認められた者及び、技術提案が適正と認められなかった者は、その認められなかった理由について、次に従い書面（様式は自由とする。）により説明を求めることができる。

- ア 競争参加資格について
 - ① 請求期限：令和8年3月2日 午後5時
 - ② 請求場所：上記(3)イに同じ。

- ③ 請求方法：書面は、電子メールによる場合は、上記（3）イに示すメールアドレスに送信し、提出した旨を電話により通知すること。紙提出による場合は、代表者又はそれに代わる者が持参するか若しくは郵送（郵便書留に限る。）により提出する。なお、郵送の場合は期限内必着とする。
- ④ 回 答：令和8年3月3日までに書面により回答する。

イ 技術提案について

- ① 請求場所：上記（3）イに同じ。
- ② 請求方法：上記（8）ア③に同じ。
- ③ 回 答：説明を求める書面を受け取った日の翌日から7日以内（休日を含めない。）に書面により回答する。

(9) 上記（8）のイ③の回答書による説明に不服がある者は、書面（様式は自由とする。）により再苦情を申立てることができる。

なお、書面は代表者又はそれに代わる者が持参して提出するものとし、郵送又は電子メールその他の方法によるものは受け付けない。

4 総合評価落札方式に関する事項

(1) 総合評価落札方式の仕組み

本事業の総合評価落札方式は、次の方法により落札者を決定する方式とする。

- ア 入札説明書に示された必須項目を全て満たしている者に標準点100点を付与する。
- イ 入札説明書に示された加点項目の実績等により最大99点の加算点を付与する。
- ウ 付与された標準点と加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した値（以下「評価値」という。）を用いて落札者を決定する。
- その概要は、次に示すとおりとするが、具体的な技術的要件及び入札の評価に関する基準等については、入札説明書において明記している。

(2) 評価項目

評価項目は次に示すとおりである。

- ア 実施体制に関する事項
- イ 事業計画の妥当性・適切性に関する事項（技術提案に関する事項）
- ウ 企業の事業実績に関する事項
- エ 技術者等の経験・資格に関する事項
- オ 企業の信頼性に関する事項
- カ 企業の地域貢献に関する事項

(3) 落札者の決定方法

- ア 入札参加者は価格をもって入札する。標準点に加算点を加えた点数をその入札価格で除して得られる評価値（ $\text{評価値} = \{ (\text{標準点} + \text{加算点}) / (\text{入札価格}) \}$ ）を算出し、次の条件を満たした者のうち、算出した評価値が最も高い者を落札者とする。ただし、予定価格が1千万円を超える事業について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、入札価格が予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。
- (ア) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
- (イ) 評価値が標準点（100点）を予定価格で除した数値「基準評価値」を下回らない

こと。

イ アにおいて、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。ただし、郵送による入札により当該者が入札に立会わない場合、又はくじを引かない者がある場合は、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定するものとする。

5 入札手続等

(1) 担当部局

〒889-2535 宮崎県日南市飫肥5-3-45
宮崎南部森林管理署 総務グループ
電話 0987-25-1115
メールアドレス：E-mail：ky_miyanan@maff.go.jp

(2) 入札説明書、物件明細書、契約約款及び標準仕様書等の交付期間及び場所等

ア 交付期間：令和8年2月2日から令和8年3月3日までの土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く毎日、午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。

イ 場 所：〒889-2535
宮崎南部森林管理署 総務グループ
電話 0987-25-1115

ウ 交付資料は無料である。

エ 交付する資料は、電子調達システム及び九州森林管理局ホームページからダウンロードすることができる。

(3) 入札及び開札の日時、場所等

入札書は電子調達システムにより提出すること。ただし承諾を得て紙入札による場合は、持参すること。

各物件の入札及び開札の日時は下記のとおりとし、宮崎南部森林管理署 入札室において行う。

物 件 番 号	電子調達システム		紙入札方式 による場合の 入札受付締切	開札日時
	入札受付開始	入札受付締切		
1号	令和8年2月27日 9時00分～	令和8年3月4日 9時00分	令和8年3月4日 9時00分	令和8年3月4日 9時05分
2号	令和8年2月27日 9時00分～	令和8年3月4日 10時00分	令和8年3月4日 10時00分	令和8年3月4日 10時05分
3号	令和8年2月27日 9時00分～	令和8年3月4日 11時00分	令和8年3月4日 11時00分	令和8年3月4日 11時05分

紙入札方式による入札の執行に当たっては、分任支出負担行為担当官により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び、委任状がある場合は委任状を持参すること。郵便による場合は、入札書と一緒に競争参加資格があると確認された旨の通知書を同封すること。また、開札の結果が不落となり、再度の入札を行うこととなった場合、郵送による入札者はこの再度入札に参加できないことをあらかじめ了解の上入札を行うこと。

6 入札説明書に対する質問

(1) 入札説明書に対する質問がある場合は、次に従い、書面（様式は自由）により提出す

ること。

ア 受領期間：令和8年2月3日から令和8年2月25日まで。

持参する場合は、上記期間の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで。

イ 提出場所：3（3）のイに同じ。

ウ 提出方法：書面は、電子メールによる場合は、上記3（3）イに示すメールアドレスに送信し、提出した旨を電話により通知すること。紙提出による場合は、代表者又はそれに代わる者が持参するか若しくは郵送（郵便書留に限る。）により提出する。なお、郵送の場合は期限内必着とする。

(2) (1)の質問に対する回答書は、書面により回答するので確認すること。また、次のとおり閲覧に供するとともに、九州森林管理局のホームページに掲載する方法により公表する。

ア 期間：令和8年2月27日から令和8年3月3日までの休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで。

イ 場所：3（3）のイに同じ。

7 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口
上記3（3）イに同じ。

(3) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金は免除する。

イ 契約保証金は免除する。

(4) 事業費内訳書の提出

入札物件の第1回目の入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した事業費内訳書を入札書とともに提出すること。

なお、当該事業費内訳書未提出の入札は、無効とする。

(5) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者（分任支出負担行為担当官等により競争参加資格があることを確認された後に、指名停止を受ける等により、入札時において上記3の競争参加資格に掲げる事項を満たさない者を含む。）のした入札、技術提案書等に虚偽の記載をした者のした入札及び、入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取消す。

この場合においては、「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知）第1第1項の規定に基づく指名停止又は第10の規定に基づく書面若しくは口頭での警告若しくは注意の喚起を行うことができる。

(6) 契約書作成の要否

契約書（案）により、契約書を作成するものとする。

(7) 特別の事情がある場合は、契約内容を変更することがある。

(8) 本公告に記載なき事項は入札説明書等による。

以上、公告する。

令和 8年 2月 2日

分任支出負担行為担当官
宮崎南部森林管理署長 塚本 徹

本公告に係る工事（又は業務、事業等）請負（又は委託）契約における契約約款は、こちらからダウンロードしてください。詳しくは当森林管理局のホームページ http://www.rinya.maff.go.jp/kyusyu/kouhyou/keiyaku_yakkan/index.html をご覧ください。

なお、上記のダウンロードをもって契約約款の交付に代え、契約約款の交付日は本公告日とすることとしますのでご承知おきください。

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成 19 年農林水産省訓令第 22 号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働き掛けを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなど綱紀保持対策を実施しています。詳しくは当ホームページ「発注者綱紀保持対策について」

<http://www.rinya.maff.go.jp/kyusyu/apply/publicsale/koubo/index.html> をご覧ください。